

議案第 25 号

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 21 年 3 月 10 日

生駒市長 山下 真

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例

生駒市介護保険条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

（保険料率）

第 4 条 平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）第

39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 25,800 円

(2) 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 25,800 円

(3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 38,700 円

(4) 令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 51,600 円

(5) 令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者 64,500 円

(6) 令第 39 条第 1 項第 6 号に掲げる者 77,400 円

(7) 令第 39 条第 1 項第 7 号に掲げる者 90,300 円

2 平成21年度から平成23年度までの令第39条第1項第5号イの市町村が定める額は、200万円とする。

3 平成21年度から平成23年度までの令第39条第1項第6号イの市町村が定める額は、400万円とする。

第6条第3項中「第38条第1項第1号イ」を「第39条第1項第1号イ」に、「及び(1)」を「及び同号イ(1)」に、「ロ及びハ」を「ロ若しくはハ」に、「又は第5号ロ」を「、第5号ロ又は第6号ロ」に、「令第38条第1項第1号から第5号まで」を「同項第1号から第6号まで」に改める。

第11条第2項中「15日」を「5日」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市介護保険条例の規定は、平成21年度以後の年度分の保険料について適用し、平成20年度分までの保険料については、なお従前の例による。